

第3節

在日米軍駐留経費負担の開始

(昭和53年4月1日)

…Outline…

昭和40年代後半から、我が国の物価と賃金の高騰や円高・ドル安等の国際経済情勢の変動により、米軍の駐留に関して米国が負担する経費が相当圧迫を受けていることを勘案し、我が国は、駐留軍等労働者の雇用の安定を図りつつ、米軍の駐留を円滑かつ安定的にするため、日米地位協定の枠内で、駐留軍等労働者の労務費については昭和53年度から、提供施設整備費については昭和54年度から、それぞれ新たに負担することとした。

● 経緯及び背景

日米地位協定第24条は、「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、(中略) この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担する」、「日本国は、第2条(中略)に定める全ての施設及び区域(中略)をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供する」旨定めている。

米軍が我が国において必要とする労働力については、日米地位協定により我が国の援助を得て充足されると定められていることから、国(防衛施設庁長官)が駐留軍等労働者を雇用し、その労働力を米軍に提供している。駐留軍等労働者は国家公務員ではないが、給与その他の勤務条件は、「日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律」(昭和27年法律第174号)第9条第2項の規定により、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従事員における給与その他の勤務条件を考慮して、防衛施設庁長官が

定めることとされており、この駐留軍等労働者の給与及びその他の雇用に要する経費(労務費)については、従来米側が負担してきたところである。

ところが、昭和40年代後半からのオイルショックに起因する我が国の物価及び賃金の高騰、円高・ドル安などの国際経済情勢の変動に伴う米側の労務費の負担の増大に伴い、駐留軍等労働者の給与改



在日米軍駐留経費負担により建設された米軍の
将校用住宅(岩国飛行場)

定に関する米側との調整が難航し、その実施時期が国家公務員の給与改定時期よりも著しく遅れるなどし、駐留軍等労働者の労働条件や生活の安定に影響を及ぼすようになった。

このような状況を踏まえ、日米両政府は、昭和51年以来日米合同委員会で駐留軍等労働者の給与その他雇用・労働条件に関する問題全般について、問題点の洗出しとその解決策を検討した。

● 昭和53年度における措置

昭和52年12月22日、日米双方は、駐留軍等労働者の雇用の安定を図るため、日米地位協定の範囲内において、駐留軍等労働者の労務費のうち、福利費及び管理費を昭和53年度から日本側が負担することに合意し、昭和53年度予算に約62億円が計上された。これらの経費は、米軍が駐留軍等労働者を使用するのに直接必要な経費ではなく、米側が負担することが日米地位協定上の義務とは必ずしも考えられないと整理された結果、我が国政府が雇用主の立場で円滑な労使関係を維持し、雇用関係を安定したものにするために負担することとしたものである。

● 昭和54年度における措置

昭和53年6月及び同年11月に行われた日米防衛首脳会談において、金丸防衛庁長官はブラウン米国防長官に対し、米軍の駐留に関連して米側が負担する経費の軽減について、日本側が日米地位協定の範囲内でできるだけ努力を行う旨の意向を表明した。

これを受けて、政府は、日米地位協定の枠内で、日本側の自主的判断により負担できる経費について具体的に検討を行った結果、①施設整備の面で、老朽隊舎の改築、家族住宅の新築、老朽貯油施設の改築及び消音装置の新設を日本側が行うこと、また、②労務費の面で、昭和53年度から日本側が負担を開始した福利費などに加えて、駐留軍等労働者の給与のうち、国家公務員の給与条件に相当する部分を超える格差給、語学手当及び退職手当の一部（国家公務員の退職手当との差額）を昭和54年度から日本側が負担することとし、同年度予算に合計約280億円が計上された。

300億円程度負担増を
在日米軍経費 金丸長官が表明

金丸防衛庁長官は11日、東京・赤坂の日米防衛首脳会談で、米軍の駐留に関連して米側が負担する経費の軽減について、日本側が日米地位協定の範囲内でできるだけ努力を行う旨の意向を表明した。

これを受けて、政府は、日米地位協定の枠内で、日本側の自主的判断により負担できる経費について具体的に検討を行った結果、①施設整備の面で、老朽隊舎の改築、家族住宅の新築、老朽貯油施設の改築及び消音装置の新設を日本側が行うこと、また、②労務費の面で、昭和53年度から日本側が負担を開始した福利費などに加えて、駐留軍等労働者の給与のうち、国家公務員の給与条件に相当する部分を超える格差給、語学手当及び退職手当の一部（国家公務員の退職手当との差額）を昭和54年度から日本側が負担することとし、同年度予算に合計約280億円が計上された。

金丸防衛庁長官の在日米軍駐留経費の日本側負担増の意向を伝える新聞（昭和53年5月11日 日本経済新聞）

● 「思いやり予算」の語源について

これら在日米軍駐留経費の負担に関し、金丸防衛庁長官が昭和53年6月の衆議院内閣委員会において「日米関係が不可欠である以上、円高ドル安というこの状況の中で、アメリカから要求されるのではなくて、信頼性を高めるということであれば、思いやりというものがあるのもいいじゃないか」と答弁したことから、この負担の俗称として「思いやり予算」という用語がマスコミ等で使われた。